

食品ロス^{ゼロ}推進中!

◆ たかさき食品ロス^{ゼロ}協力店 ホームページをリニューアルしました

「洋食」「和食」などジャンルごとに掲載し、お店が探しやすくなりました。お店からのPRコメントも参考に、ぜひお気に入りのお店を見つけてください。

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2015021200047/>

協力店の目印は
このステッカーです



◆ 食品ロスにしない備蓄～ローリングストック～のすすめ

災害に備えて保管する備蓄食料は、賞味期限が切れていないかなど定期的な点検が必要です。「ローリングストック」と呼ばれる方法では、備蓄食材を普段の生活に取り入れることで賞味期限切れを防ぐことができます。



※ローリングストックとは

普段食べている食品を少し多めに買い置きして、日々の生活の中で使い、使ったらその分だけ買い足す方法です。普段食べている食品なので期限以内に食べることができ、災害時にも「口に合わない」「作り方がわからない」と戸惑うことが少なくなります。

高崎市みんなの消費生活展 中止のお知らせ

11月に開催を予定しておりました「第43回高崎市みんなの消費生活展」は、新型コロナウイルス感染症に関する影響に伴い、中止することとなりました。

高崎市消費生活センター

〒370-8501 高崎市高松町35-1(高崎市役所1階)

相談専用電話 027-327-5155

受付時間 平日 午前9時～午後4時30分

※電話または来所によりお受けしています。来所の際はご予約いただくとスムーズです。

◆消費者ホットライン  188 (お近くの消費生活相談窓口をご案内します)



[この用紙は再生紙を使用しています。]

消費生活センター・ニュース

第68号/2020年11月1日発行
高崎市消費生活センター (相談専用電話 027-327-5155)

インターネットの 消費者トラブルにご注意を!

簡単に情報を検索できるだけでなく、買い物やゲーム、メールやSNSの利用など、インターネットは私たちの暮らしに欠かせないものになりました。しかし、インターネットの重要性が増すにつれてインターネットに関連する消費生活相談も増え続け、新しいトラブルも次々と発生しています。

今号では、インターネットに関連した消費者トラブルの主な事例と注意点をご紹介します。



人気のブランド品が安い!
〇月〇日まで、50~70%OFF
キャンペーン中!!

▶事業者や販売元の情報を確認しないまま、
安さだけで商品を選んでいませんか?

副業で高額収入!
悩んでいる人の相談に乗るお仕事
です!

▶簡単な作業だけで高収入が得られる
というような、うまい話はありません!



多様化・巧妙化するインターネットトラブル

◆ インターネット通販トラブル

手軽で便利なインターネットショッピングですが、「偽物が届いた」「商品が届かない」「連絡がつかない」などのトラブルが多発しています。

【事例1】

人気ブランドのセーターをインターネットで検索し、安く販売しているサイトを見つけたので注文した。料金を振り込んだ後、10日ほどで商品が届いたが、明らかに偽物とわかる粗雑な作りだった。



【事例2】

通常3万円ほどのブランドのバッグをインターネットで探していたら、半額で売っているサイトを見つけた。支払は銀行振込みのみで振込先の口座は個人名義だったが、あまり気にせずに代金を振り込んだ。しかし商品は届かず、連絡を取ろうにも表示されている電話番号は使われておらず、住所も存在しないことが分かった。

▶トラブル防止のポイント

1. インターネット通販では、法律によりサイト内に事業者の名称や所在地、連絡先等を表示しなければなりません。それらの表示（「特定商取引法に関する表示」など）のないサイトでの買い物はやめましょう。
2. 正規の値段よりも極端に安価な場合や、他サイトでは売り切れなのに取り扱いがある場合などは、商品が模倣品でないか十分に注意しましょう。
3. クレジットカードが利用できず、支払方法が銀行振込しか用意されていない場合で、振込先が個人名の口座の場合は特に注意しましょう。
4. 実在するサイトにそっくりの偽物サイトもあります。サイトの文章や連絡メールに不自然な日本語はないか、住所や電話番号など運営者の正確な情報が記載されているか確認しましょう。
5. サイズ違いなど購入後にトラブルに遭遇することもあるため、キャンセルや返品の条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。

「お試し」だけのつもりが… ~定期コースになつていませんか~

ホームページやSNS等のインターネット広告をみて、「健康に良い」「ダイエット効果がある」などとうたう商品をお試し価格で購入したところ、1回限りのつもりでいたのに実際は複数月の継続が条件の定期購入だったというトラブルが増えています。契約の条件によっては途中での解約ができなかったり、解約しようと事業者に連絡しても電話がつながらなかつたりということもあります。

インターネットをはじめとした通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

商品を注文する前に、「定期購入が条件になつていませんか」「中途解約や返品ができるか」「解約の申し出先や方法」など、契約内容や解約条件についての表示をよく確認するようにしましょう。



◆ サクラサイト商法トラブル

サイト業者に雇われたサクラが、異性、資産家、芸能人、弁護士などになりすましてサイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用して支払をさせる手口です。在宅ワークの広告や、SNSの書き込みなどをきっかけにサイトに誘導され、「ポイントの購入が必要」「個人情報閲覧料がかかる」などといった名目で、金銭を詐取しようとしています。

【事例3】

スマートフォンを見ていたら、「悩みがある人の相談に乗れば収入が得られる」という広告が目に留まり、サイトに登録した。すぐに相談のメールが届き、何度もやり取りした後、「お礼を支払うのに連絡先を交換したいが、サイトのロックを解除するためにポイントを買う必要がある。ポイント分はお礼と一緒に払う」と言われてクレジットカードで決済した。その後もさまざまな名目で次々とポイントを購入させられ、総額で20万円も支払ってしまった。

⚠ サクラサイトの主な手口

① 携帯・スマートフォンなどへのメールや、SNSでのメッセージで勧誘する

- ・「20歳の女子大生です。友達になりませんか?」
- ・「あなたに1億円が当選しました」
- ・「タレント〇〇のマネージャーです。〇〇の悩みを聞いてあげてくれませんか?」

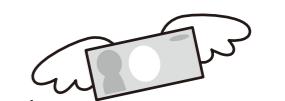
② 有料サイト(サクラサイト業者のサイト)へ誘導する

- ・「スマートフォンが壊れてしまったので、一時的にこのサイトでやりとりしましょう」
- ・「当選金の受け取り方法は、このサイトで確認してください」



③ たくさんポイントを購入するように仕向ける

- ・「相手方の情報を開示するために手数料が〇〇円かかるので振り込んでください」
- ・「ポイント代はあとで渡すから金額は気にしないで」



④ ポイント購入を続けさせる

- ・「ここでやめたら今まで払った分が無駄になつてしまうから、続けてほしい」

➡ その結果、高額な請求だけが残る

- ・「芸能人の〇〇さんに会えるはずなのに…」
- ・「結局お金は振り込まれない…」



▶トラブル防止のポイント

1. 簡単なやり取りだけで、見知らぬ人からお金がもらえるということはありません。「相談に乗るだけで報酬がもらえる」などの言葉をうのみにせず、知らない相手とはやり取りしないようにしましょう。
2. メールやメッセージで「〇〇円が当選した」と簡単にお金をもらえる話をされても、返信しないようにしましょう。

このほかにも、「ネット上で簡単にできる」「誰でも高額収入」などとうたう情報商材に関するトラブルも多く寄せられています。うまい話にはくれぐれもご注意を!

